

## 流通構造

### 調査対象品目別調査・分析

- ・米
- ・牛肉
- ・ぶどう
- ・水産物（さば、いわし）

### 参入戦略提言まとめ

日本からの農産物・食品等の輸出に係るバングラ側の輸入障壁の実態と解決アプローチ手段

輸入品に係るハラール認証の実態

主要品目に関するタリフライン毎に輸入品に賦課される関税率

**バングラ政府による農業・食品加工業への投資に対する優遇措置等調査**

## バングラ政府による農業・食品加工業への投資に対する優遇措置等

- **バングラ政府による投資優遇策**
- ビジネス環境上の問題点
- 「バングラ経済特区(BSEZ)」における、食品加工業を中心とした投資の可能性

## 外国投資に対する優遇措置等の全体像

### 外国投資に対する優遇措置等の全体像

指定業種への法人税免除(バングラデシュ投資開発庁(BIDA)関連)

経済特区での優遇措置(バングラデシュ経済特区庁(BEZA)関連)

ハイテクパークでの優遇措置(バングラデシュハイテクパーク庁(BHTPA)関連)

輸出加工区での優遇措置(バングラデシュ輸出加工区庁(BEPZA)関連)

その他主な優遇措置

- ・外資系企業全般
- ・輸出指向産業、輸出関連産業関連
- ・その他免税対象の業種関連

基本的に優遇措置はバングラデシュ全体を対象としたもの比べて、経済特区、ハイテクパーク、輸出加工区での措置の方が高く設定されており、複数の優遇措置に該当する企業は、優遇率の高い方を享受できる。

# 農業・食品加工業への投資に対する優遇措置等

## バングラデシュ政府から優遇措置等を受けることができる外国投資

バングラデシュ政府から優遇措置等を受けることができる外国投資については、どの投資優遇措置においても資本参加に制限はなく、以下のパターンすべてで認められている。ただし、「保護産業」\*のリストに含まれるものを除く。

### バングラデシュ政府から優遇措置等を受けることができる外国投資のパターン

事業タイプ	詳細
全額出資子会社	外国企業は、1994年会社法に基づき、バングラデシュに100%子会社を設立し、私的有限会社または公開有限会社を設立することが認められている。会社登録書類とその承認は、株式会社・企業登録局(RJSC)が行っており、外国企業はRJSCの要件に従って新会社を設立することができる。外国企業は、既存のバングラデシュ企業を完全に買収することもできる。
合併事業	外国企業は、バングラデシュのパートナーと合併会社を設立することができる。外国企業の出資比率は、各当事者の出資額によって異なり、特に制限はない。
既存のバングラデシュ企業の株式購入による有限責任	外国人投資家による現地企業への投資は自由である。(一部業種では制限あり) 非居住者への株式譲渡も制限されていない。
支店または駐在員事務所	外国企業は、支店または駐在員事務所を通じてバングラデシュに進出することもできる。支店または駐在員事務所は、外国為替規制に従う必要があり、事業活動にはBIDA**の承認が必要である。支店は通常、親会社/グループ会社を代表し、物品の輸出入、専門的サービスやコンサルタントサービスの提供などの特定の活動を行うことをBIDAから許可されている。しかし、通常、支店は製造活動を行うことは許可されていない。一般的に、これらの事務所では、BIDAによって特に許可され、バングラデシュ銀行の規制に沿わない限り、バングラデシュからのいかなる種類の対外送金も許可されない。これらのオフィスは、設立費用として、設立日から2ヶ月以内に少なくとも50,000米ドルの対内送金を行う必要がある。

\* 保護産業: a)武器・弾薬/防衛機器・機械 b)森林プランテーションなど c)原子力エネルギーの生産 d)セキュリティ印刷(紙幣)・鑄造、既製服、銀行、保険会社、その他金融機関

\*\* BIDA: バングラデシュ投資開発庁

出典: [PWC 2019](#), [BIDA 2023](#)

### 法人税免除(1/2)

Bangladesh Investment Development Authority (BIDA) が主たる所管官庁である。

2020年7月～2025年6月の間に、事業を開始する次の指定産業は、法人税の減免措置が受けられる。

(2023年法人税法(Income Tax Act 2023))。

#### 指定業種

(農業・食品加工業関連の業種を抜粋)

##### 1. 次の品目の製造

- ・ **バイオテクノロジーを利用した農産品**
- ・  **Bangladesh産の野菜、果物の加工\***

##### 2. Bangladesh産の果物や野菜の加工と保存\*\*

(法人税の減免措置の具体的な内容は次ページに記載)

外国企業による Bangladesh産の水産物の加工や保存について、投資優遇措置等を Bangladesh政府に働きかけることが考えられる。

\* Bangladesh産の野菜や果物の加工: ブランチング(高温の水や蒸気で短時間加熱する処理)、脱水、缶詰、冷凍など

\*\* Bangladesh産の果物や野菜の加工と保存: 塩漬け、燻製、ピクルス、乾燥など

## 法人税免除(2/2)

### 法人税免除(2/2)

#### 減税措置

前記の事業は、以下のような法人税の減税措置を受けることができる。

1. ダッカ管区およびチッタゴン管区(ダッカ、ナラヤンガンジ、ガジプール、チッタゴン、ランガマティ、バンドルボン、カグラチャリを除く)に位置する事業は、商業生産の開始月から以下の割合で5年間、法人税の減税措置を受けることができる。

- 1年目: 法人税90%減税
- 2年目: 法人税80%減税
- 3年目: 法人税60%減税
- 4年目: 法人税40%減税
- 5年目: 法人税20%減税

2. ラジジャヒ県、クルナ管区、シレット管区、バリサル管区(City Corporation管轄地域を除く)、ランガマティ、バンドルボン、カグラチャリに位置する事業は、以下の割合で10年間、法人税の減税措置を受けることができる。

- 1~2年目: 法人税90%減税
- 3~4年目: 法人税80%減税
- 5~6年目: 法人税50%減税
- 7年目: 法人税40%減税
- 8年目: 法人税30%減税
- 9年目: 法人税20%減税
- 10年目: 法人税10%減税

※減税措置を受けるためには、 **Bangladesh Investment Development Authority (BIDA)** への登録、 **国家歳入庁** への申請、当該申請から45日以内に証明の取得が条件となる。

ダッカやチッタゴン等の1に含まれる地域に比べて、開発が進んでいない2に含まれる地域への投資を増やすために、減税措置を強化している。

## 経済特区(EZ)

バングラデシュ経済特区庁(BEZA)は、「バングラデシュ経済特区法(Bangladesh Economic Zones Act, 2010)」に基づき、2010年11月にバングラデシュ政府によって設立された中央経済特区庁である。

BEZAは、以下を目的として立法化された。

1. 外国直接投資および国内投資の誘致
2. 輸出の開発と多様化
3. 技能開発、知識の共有、雇用の創出
4. 構造改革と社会的・環境的持続可能性のためのダイナミックな経済的利益を確保
5. 社会と環境の持続可能性の確保。15年以内に100の経済特区(EZ)を開発

これらの経済特区が完成すれば、1,000万人の雇用が創出され、400億米ドル相当の輸出向け商品の製造拠点となる。

現在までに、BEZAは61の政府経済特区と27の民間経済特区からなる全国88の経済特区の設立承認を得ている。

承認された経済特区については、フィージビリティ・スタディ、土地取得、土地開発が進行中である。

中国、韓国、日本、インド、シンガポール、英国、オーストラリア、マレーシア、米国の60以上の企業が、これらの経済特区に121億3,000万米ドルを投資する予定である。

外国企業の中で、28億3,000万米ドルに相当する最高の投資提案は、中国企業2社による電力部門へのものである。

韓国のSuper Petrochemical社は、石油化学分野への23億8,000万米ドルの投資に関心を示し、これは2番目に大きな金額であった。

シンガポール企業が食品加工部門に4億米ドルの資金を提供し、第3位にランクインした。

バングラデシュ経済特区庁(BEZA)は、以下の6種類の経済特区(EZ)を開発している。

1. PPP経済区：国内外の個人、団体、組織による官民パートナーシップ(PPP)により設立される。
2. プライベート・エコノミック・ゾーン：地元、非居住バングラデシュ人、外国人投資家、団体、ビジネス組織、グループにより、個人または共同で設立される。
3. 政府経済区：政府によって設立され、所有される。
4. 特別経済区：あらゆる種類の専門産業や商業組織を設立するために、民間、官民パートナーシップ、または政府主導で設立される。
5. G2G経済区：外国政府またはバングラデシュ政府の主導により、および／またはバングラデシュ政府と外国政府のパートナーシップにより設立される経済区
6. 経済特区：政府当局または組織との協力および／または政府当局または組織間のパートナーシップにより設立される。

G2G経済区では、現在までにクスティアとモングラのインド経済区、チッタゴンのアンワラの中国経済工業区、ナラヤンガンジ郡アリハジャール・ウパジラのダッカ市近郊の日本経済区の3つの協定が結ばれている。これらのG2G経済区の開発はかなり順調に進んでいる。現在、他のいくつかの国とも同様の経済特区を設立するための交渉が行われている。民間に関してはすでに6つの経済特区が設立されている。



# 農業・食品加工業への投資に対する優遇措置等 経済特区(EZ)に対する優遇措置詳細(3/3)

EZ進出企業向け優遇措置	詳細
10年間の法人税免除 (食用油、砂糖、小麦粉、セメント、鉄および鉄関連製品を除く)	最初の3年は100%免除
	4年目 80%免除
	5年目 70%免除
	6年目 60%免除
	7年目 50%免除
	8年目 40%免除
	9年目 30%免除
	10年目 20%免除
	配当に対する10年間の法人税免除
株式譲渡益に対する10年間の法人税免除	100% 免除
ロイヤリティ、技術ノウハウ、技術援助料等に対する10年間の法人税免除	100% 免除
駐在員の所得に対する法人税免除(3年間)	50% 免除
二重課税協定の存在による二重課税の免除	二重課税協定
資本機械および建設資材の免税輸入(MSロッド/バー、セメント、プレハブ建築、鉄/鋼板を除く)	100% 免除
倉庫ステーションとしての機能	EZ全体が倉庫ステーションに指定されている
自家消費・その他保税施設、倉庫業者	EZのすべての投資家はこのサービスを受けることができる
専用税関手続き(経済特区)	EZの全産業が対象

## ※注意事項

- ・ 経済特区外に位置する企業の事業が経済特区内に移転する場合は対象外。
- ・ 国内で生産した製品またはサービスに使用された機械や設備の移設による事業は対象外。
- ・ 経済特区内外での事業は、異なる銀行口座にて管理されなければならない。
- ・ 経済特区内外の事業間での取引はすべて法人税申告をしなければならない。
- ・ 会計年度ごとに規定された時期に、会計監査報告を行い、法人税申告をしなければならない。

出典: BEZA 2023 (1) (2) [NBR 2020](#) [JICA 2017](#) [The Business Standard 2023](#)

## ハイテクパークの減免措置(1/2)

### ハイテクパークの減免措置(1/2)

#### ハイテクパークの概要

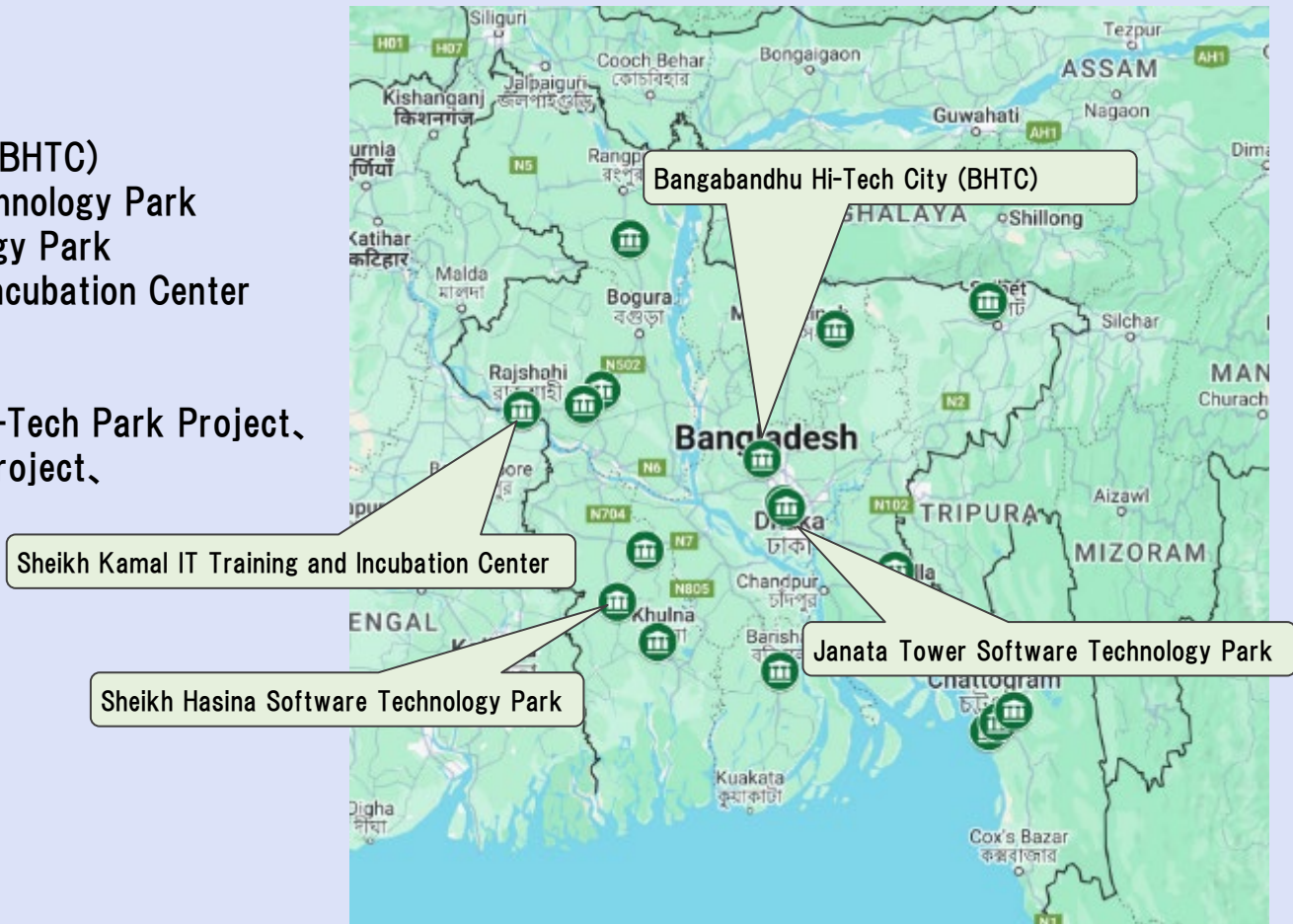
ハイテクパークは、「Bangladesh Hi-Tech Park Authority Act-2010」に基づき、国内のハイテク産業の発展と成長を通じて、投資しやすい環境を作り、雇用を創出することを目的として設立された。現在、28のハイテクパーク設置が目標とされているが、稼働しているのは4つである。

#### 4つの稼働中のハイテクパーク:

- カリアコイルのBangabandhu Hi-Tech City (BHTC)
- ジェソールの Sheikh Hasina Software Technology Park
- ダッカのJanata Tower Software Technology Park
- ナトールの Sheikh Kamal IT Training and Incubation Center

#### 14のハイテクパークが計画／建設中:

- ラジシャヒのBangabandhu Sheikh Mujib Hi-Tech Park Project、
- 12地区を対象としたSylhet Hi-Tech Park Project、
- Twelve IT Park Projectなど



## ハイテクパークの減免措置(2/2)

### ハイテクパークの減免措置(2/2)

#### ハイテクパークの定義と企業設立要件

1. ソフトウェア・テクノロジー・パーク(STP)およびハイテク・パーク(HTP)として認定された地域は、2014年バングラデシュ・ハイテク・パーク公社法(改正)の2(Ka)(6)に記載された定義に従い、IT/ITアウソーシング/ハイテク事業/電子・デジタル機器製造施設として機能する。
2. これらのエリアの少なくとも75%のスペースは、バングラデシュのハイテクパークで操業できる認可事業として認められている、ICT、ソフトウェア開発、エンジニアリング、エレクトロニクス、バイオテクノロジーなどの分野によって用いられている必要がある。
3. バングラデシュ・ハイテク・パーク当局やバングラデシュ内外の政府当局のブラックリストに載っている企業は、事業を行うことはできない。

#### ハイテクパークに設立可能性が考えられる農業・食品加工業

ハイテクパークの2つの主な目的は、

- (a)地場産業の発展のために固有の技術能力を開発すること、
  - (b)最先端技術製品を輸出することで海外市場に参入すること、
- である。

これを踏まえると、バイオテクノロジーの研究開発製品などが農業・食品加工関連でハイテクパークに参入できる業種であると考えられる。

#### ハイテクパーク内に設立した企業への優遇措置

次の減税が受けられる[S.R.O.\* No. 352 Act/Income Tax/2018、2018年11月29日発行]。

設立当初の7年間: 法人税100%減税

8~10年目: 法人税70%減税

\*SRO: Statutory Regulatory Order, 法的規制令

## 輸出加工区(Export Processing Zone:EPZ)(1/5)

### 輸出加工区(EPZ)

#### 輸出加工区(EPZ)の概要

輸出加工区(EPZ)とは、輸出用の製造品を生産するための工業団地のことである。DTA(国内関税地域)\*への販売を最大10%に設定することで、より販売価格の高い輸出に特化し利益を最大化している。バングラデシュでは、30カ国以上がEPZプロジェクトに投資している。EPZの主な目的は、投資家が、バングラデシュ国内において煩雑な手続きを必要としない投資環境を見出すことができる特別な地域を提供することである。DTA(国内関税地域)\*からの品目輸入が可能であるためバングラデシュ産の材料を使った安価な生産が期待できる。

BEPZAは現在、チッタゴンEPZ、ダッカEPZ、モングラEPZ、イシュワルディEPZ、コミラEPZ、ウッタラEPZ、アダムジーEPZ、カルナフリEPZの8つの輸出加工区(EPZ)の運営を監督している。

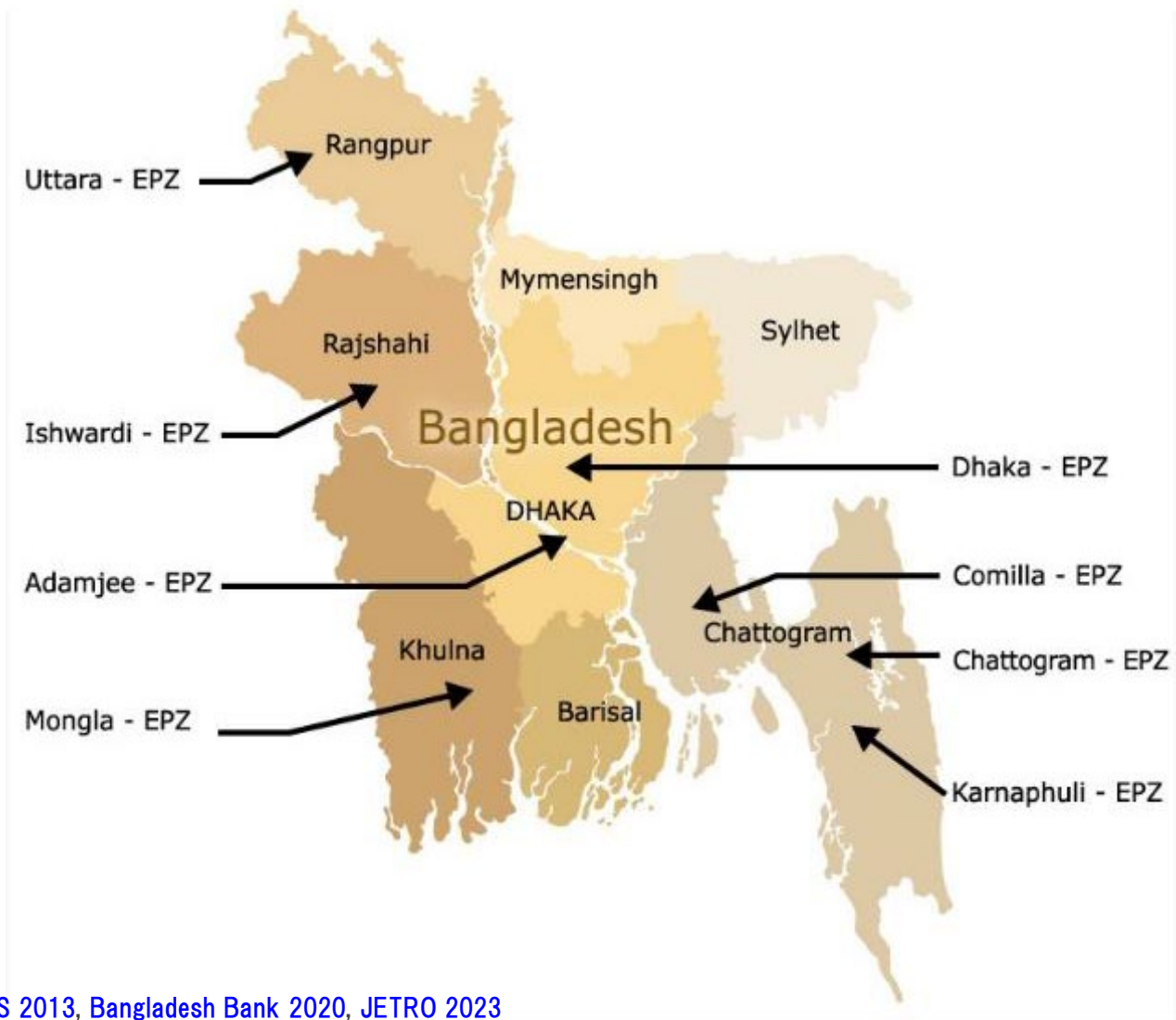
#### 輸出加工区の現況

- ・1980年12月の輸出加工区法(The Export Processing Zone Act)により規定されている。
- ・現在、バングラデシュには8カ所の輸出加工区(EPZ)があるが、首都ダッカおよび第2の都市チッタゴン周辺のEPZ 5件は既に手狭となっている。
- ・民間運営の工業区としては、1996年9月に、民間企業による輸出加工区設立を可能とする〔民間輸出加工区法・1996〕が成立。
- ・韓国企業がチッタゴン地域にKorean EPZを建設し、企業誘致を進めている。
- ・バングラデシュ政府は新たなEPZを設定しない代わりに、経済特区(Economic Zone:EZ)を開発中で、2016年2月に10カ所が開始、日本とバングラデシュが官民一体になって開発する「バングラデシュ経済特区」(BSEZ)がナラヤカンジ県アライハザール地区にて2022年12月から操業を開始している。政府は全国に100カ所のEZ設立を目指している。

\*DTAとは、国内関税地域(Domestic Tariff Area)のことで、経済特区(SEZ)を含まない国全体を指す(南アジアで使用されている)。

# 輸出加工区(Export Processing Zone:EPZ)(2/5)

BEPZAが運営する8つのEPZ



出典: [BEPZA 2023](#), [ISAS 2013](#), [Bangladesh Bank 2020](#), [JETRO 2023](#)



## EPZ進出企業への法人税の免税措置

EPZ内の工場で、2012年1月以降に登録した企業が対象

### 1. チッタゴン、ダッカ、クミラ、アダムジー、カルノフリ

対象期間: 商業生産開始月から5年間

1. 設立当初の2年間: 法人税100%減税
2. 次の2年間: 法人税50%減税
3. 次の1年間: 法人税25%減税

### 2. モングラ、イシュワルディ、ウッタラ

対象期間: 商業生産開始月から7年間

1. 設立当初の3年間: 法人税100%減税
2. 次の3年: 法人税50%減税
3. 次の1年: 法人税25%減税

ダッカなどに比べ、開発が進んでいないモングラ、イシュワルディ、ウッタラ地域のEPZへの投資を増やすために、減税措置を強化している。

### EPZ進出企業への主な優遇措置

1. 建築資材、機械、設備、部品などの輸入関税免除
2. 原材料の輸入関税および完成品の輸出関税免除
3. 二重課税\*1の回避
4. 配当課税の免除
5. 一般特惠関税制度\*2が利用可能
6. 機械および工場に対する加速償却\*3の許可
7. ロイヤルティー、技術指導料、コンサルティング料の送金許可
8. EU、カナダ、ノルウェー、オーストラリアなどへの割当無制限の免税措置
9. 外資100%による企業進出が可能
10. 最恵国待遇を享受
11. 海外投資、国内投資の上限なし
12. 資本金、配当の本国への送金許可
13. 海外からの外貨ローンの自動承認
14. 非居住者外貨預金の許可
15. 外資と地場の合併、または100%地場資本出資の企業に対する外貨口座運用の許可

\*1 バングラデシュは、他国・地域との間で二重課税回避協定(DTAA)が結んでいるため、税制上の優遇措置を受けることができる。これには一定の条件があり、NBRから免税証明書を取得する必要がある。

\*2 現在、一般特惠関税(GPT)は発展途上国にのみ提供されている。

\*3 加速償却 - 工場、機械/プラントに対する免税措置の代わりに、新設の工業団地に対して、1年目は50%、2年目は30%、3年目は20%の加速償却が可能である。また、機械/工場については、初期償却も可能である。

## 輸出加工区(EPZ)におけるその他優遇措置

1. 使用・申告許可証(UD)<sup>\*1</sup>、輸出入登録証明書(IRC/ERC<sup>\*2</sup>)の必要なし、保税ライセンスの更新必要なし
2. 監督官庁であるバングラデシュ輸出加工区庁(BEPZA)が労働許可証を発行
3. 安全で保護された保税エリア
4. オフショア銀行が利用可能
5. D/A (Documentary against Acceptance) <sup>\*3</sup>による輸入が基本的に許可される
6. バック・トゥ・バック信用状<sup>\*4</sup>(L/C)(2通の信用状で1取引の資金調達が可能)
7. 製造原価(CM)ベースでの輸出入が可能
8. 工場での通関手続き

<sup>\*1</sup> 使用・申告許可証(UD):使用申告許可証(UD Permit)は、輸出向け産業で使用されることを目的とした特定の原材料や中間財を輸入する際に必要とされる必須書類である

<sup>\*2</sup> IRC/ERC:バングラデシュへの輸出入に必要な輸出入登録証明書

<sup>\*3</sup> D/A:Documents Against Acceptance。D/A取引は定期手形を利用する。この場合、商品の所有権を取得するために必要な書類は、買い手が自宛に振り出された定期手形を受諾した後にのみ、決済銀行から発行される。

<sup>\*4</sup> バック・トゥ・バック信用状:輸出入業者が取引先から受け取る信用状を担保として、自社が取引先に発行する信用状のこと

<sup>\*5</sup> DTAとは、国内関税地域(Domestic Tariff Area)のことで、経済特区(SEZ)を含まない国全体を指す(南アジアで使用されている)。



# 農業・食品加工業への投資に対する優遇措置等 その他主な優遇措置

以下の外国投資優遇措置は1984年法人税条例(Income Tax Ordinance, 1984)第46BB条に規定されている。

・本件の優遇措置の管轄はバングラデシュ投資開発庁(BIDA)である

## その他主な優遇措置(1984年法人税条例第46BB条)

- ・ 工場および機械に対する加速償却の適用:1年目80%、2年目20%
- ・ 輸出向け企業の機械・部品の新規導入、もしくは既存工場の機械入れ替え、規模拡大等に伴う、輸入関税の免除適用(それ以外の産業の場合、輸入機械への適用関税は5%)。
- ・ 海外投資家は、二重課税防止条約に基づき、二重課税はされない。
- ・ 海外投資家は、ロイヤルティー、技術ノウハウ、技術支援料の海外送金が可能
- ・ 投資資本、配当の本国送金が可能
- ・ 撤退時の資産の本国送金が可能
- ・ 海外資本による100%全額出資が可能
- ・ 外国(銀行)からの融資の金利にかかわる課税免除
- ・ 投資家に対するマルチプル(複数回入国可能な)ビザの交付
- ・ 本国送金が可能な配当の再投資は、新規投資とみなす。
- ・ 50万ドルの投資もしくは認可金融機関への100万ドルの預金(本国送金不可)を条件とする、市民権付与
- ・ 7万5,000ドルの投資(本国送金不可)を条件とする、永住権の付与
- ・ 上場企業株式の売買に伴う、キャピタルゲインに対する課税の免除適用

## その他主な優遇措置：輸出指向産業、輸出関連産業

以下の外国投資優遇措置は1984年法人税条例(Income Tax Ordinance, 1984)第46BB条に規定されている。

・本件の所管はバングラデシュ投資開発庁(BIDA)で法人税免除プログラムを管理する主要な役割を果たしている。加えて輸出促進については、輸出促進局(EPB)が担当している。EPBは 商務省傘下で、輸出促進政策と優遇措置の策定と実施を担当する主要機関である。

### その他主な優遇措置：輸出指向産業、輸出関連産業

(1984年法人税条例第46BB条)

輸出指向産業、輸出関連産業には、これら優遇措置とは別に、輸出政策に基づく措置も適用される。

- ・ 機械および部品の輸入関税が1%
- ・ 保税倉庫の利用および見返り信用状開設が可能
- ・ 関税還付制度あり。
- ・ 取消不能信用状、確認信用状、売買契約書に対し、その90%相当額の融資
- ・ 「みなし輸出者」との連携支援 (みなし輸出業者とは、直接輸出業者に不可欠な材料、部品、サービスを提供することにより、間接的に輸出に貢献する国内産業のことである。みなし輸出企業は通常、自社製品を直接輸出することはないが、現地での信用状(LC)を通じて外国為替で支払いを受ける。)
- ・ 輸出指向産業は、バングラデシュ中央銀行の外国為替規制に基づき、広告活動、海外拠点の開設、国際展示会への参加等のために、案件ごとの追加外国為替割当てがある。
- ・ 手工業および家内産業による輸出収益には、法人税を免除。その他の産業については、法人税の割戻しが受けられる。
- ・ 輸入禁止・制限リスト掲載品目でも、輸出品の生産に必要な素材であれば、輸入が許可される。農業・食品加工業関連で輸入禁止・制限リスト掲載品目は牛乳がある。
- ・ 輸出品のための一定量の免税サンプルの輸入は、関連する政府方針に基づき許可される。
- ・ 外貨建て信用状で決済される国内の産業、プロジェクトに対する国産品の供給は、間接的な輸出とみなされ、すべての優遇措置が受けられる。
- ・ 財務保証制度あり。
- ・ EPZ内企業の製品の10%は、外貨建て信用状で決済され、所定の税金を支払うことを条件に、国内一般関税地域への輸出が認められる。
- ・ EPZ外の100%輸出指向産業は、所定の税金の支払いを条件に、製品の20%を国内での販売が認められる。
- ・ 政府が「奨励産業」に認定した輸出指向産業は、特別措置やベンチャーキャピタル支援を受けられる。「奨励産業」は主に繊維産業が中心で、農業・食品加工業は対象外

## その他主な優遇措置：その他免税対象の業種

バングラデシュ投資開発庁(BIDA)は、法人税免除プログラムを管理する主要な役割を果たしている。

### その他主な優遇措置：その他免税対象の業種

1984年法人税条例第46BB条に基づき、2019年7月1日から2024年6月30日の間に新たに設立された以下のセクターに属する企業は、法人税の軽減措置を受けることができる。これらの業種に属する企業は、事業所所在地に応じて大都市では5年間、中小都市や中心部以外では最大10年間の免税を受けることができる。(減税率は164ページ参照)

- ・ **食品(果物加工、野菜加工、乳製品、乳幼児用食品)、農業機械**
- ・ 軽工業
- ・ キッチン器具(洗濯機、ブレンダー、電子レンジ、ミシン、IH機器、包丁)
- ・ 教育機関、職業訓練(農業、漁業、化学、情報科学(IT))
- ・ ヘルスケア・サービスを提供する施設、病院
- ・ 自動車(3輪および4輪)

外国企業によるバングラデシュ産の水産物の加工について、投資優遇措置等をバングラデシュ政府に働きかけることが考えられる。

## バングラ政府による農業・食品加工業への投資に対する優遇措置等

- バングラ政府による投資優遇策
- **ビジネス環境上の問題点**
- 「バングラ経済特区(BSEZ)」における、食品加工業を中心とした投資の可能性

# ビジネス環境上の問題点: 政治的リスク

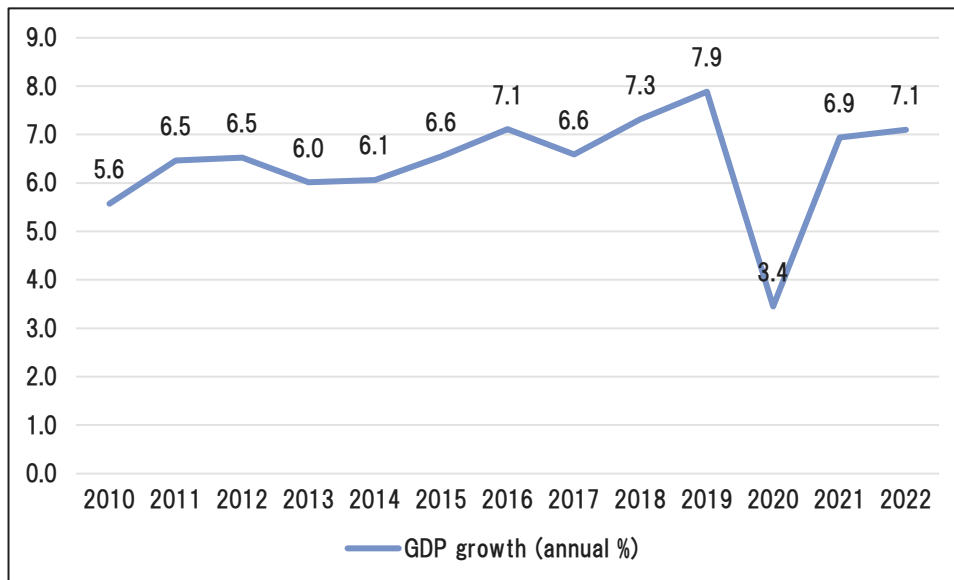
バングラデシュへの工場投資等に関する政治的リスクとしては、以下のものが挙げられる。

政治的リスク	対応策案
<p><b>政治的不安定による治安情勢の悪化</b>                      バングラデシュでは、昨今、与野党の対立が激化し、大規模デモなどの社会不安が発生している。このような政治的不安定は、治安悪化につながり、工場の操業や従業員の安全に影響を与える可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工場や従業員への暴力や破壊行為</li> <li>・ 物流や交通の混乱</li> <li>・ 原材料や部品の調達の遅れ</li> <li>・ 製品や原材料の輸出入の遅れなど</li> </ul> <p><b>政府の政策変更による影響</b>                      バングラデシュ政府は、外国投資を促進するために、様々な優遇措置を実施している。しかし、政府の政権交代や政党間の対立などにより、これらの優遇措置が変更される可能性は否定できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税制や規制の変更</li> <li>・ 投資の許認可の要件の変更</li> <li>・ 外資企業に対する優遇措置の削減など</li> </ul> <p><b>政治的つながりによる影響</b>                      バングラデシュでは、政治家や政府高官との関係がビジネスに影響を与える場合があり、しかし、これらの関係が悪化した場合、工場の操業に支障をきたす可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政手続きの遅れや不当な要求</li> <li>・ ライバル企業による妨害</li> <li>・ 労働働者のストライキや抗議活動</li> </ul>	<p>政治的リスクに対して以下のような対策が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政治情勢の変化を注視し、適宜リスク評価を行う。</li> <li>・ 地元の政治家や政府高官と適度な距離感で関係を築く。</li> <li>・ リスクを軽減するための保険に加入する。</li> </ul>

## ビジネス環境上の問題点：経済的リスク(経済成長率)

バングラデシュの経済成長率は、2010年の5.6%から7%前後まで成長してきたが、2023年度のGDP成長率は5.3%と予想されている。これは米ドル高Taka安、インフレ率の上昇が影響しているものと考えられる。このため、バングラデシュ国内で生産した商品が計画した販売額を達成できないリスクが考えられる。

GDP経済成長率(%) 2010 - 2022



### GDP経済成長率鈍化のリスク

2023年度の経済成長率は5.3%に鈍化すると予想されている。

- ・米ドル高Taka安
- ・インフレ率の上昇

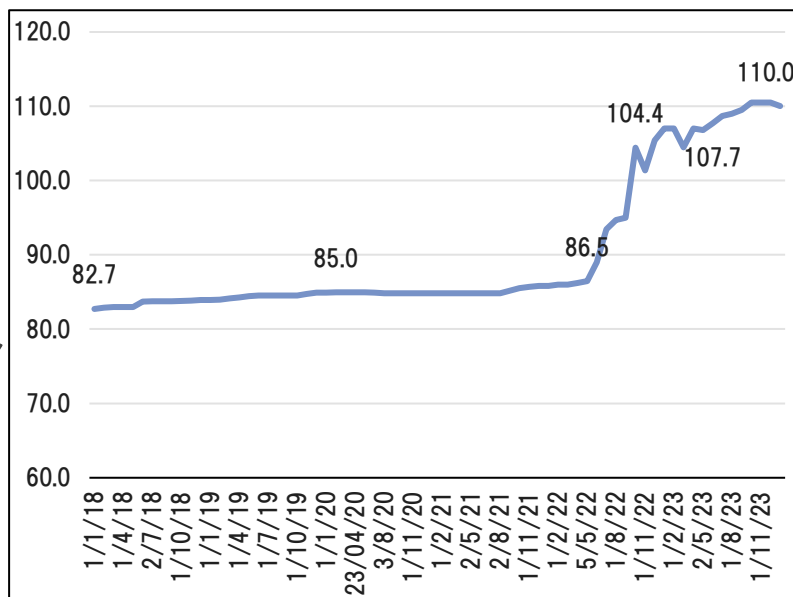
このため、バングラデシュ国内で生産した商品が計画した販売額を達成できないリスクが考えられる。

⇒経済成長の鈍化を考慮して事業計画を立てる必要がある。

# ビジネス環境上の問題点：経済的リスク(為替リスク)

バングラデシュTakaは2022年から3割ほど米ドル高Taka安となった。バングラデシュでは米ドルの外貨準備高確保の必要が高まり、バングラデシュの輸入業者は米ドル不足により輸入信用状の開設が減少し、輸入量が大幅に減少している。また、原材料をバングラデシュ外から輸入する場合、Taka換算で割高となる一方、バングラデシュ国内産を輸出する場合、米ドル建てで割安となる。

2018年から2023年の為替レート Taka/米ドル



## 米ドル高Taka安の影響(1)

バングラデシュでは米ドルの外貨準備高確保の必要が高まり、バングラデシュの輸入業者は米ドル不足により輸入信用状の開設が減少し、輸入量が大幅に減少している。

## 米ドル高Taka安の影響(2)

原材料をバングラデシュ外から輸入する場合、Taka換算で割高となる。

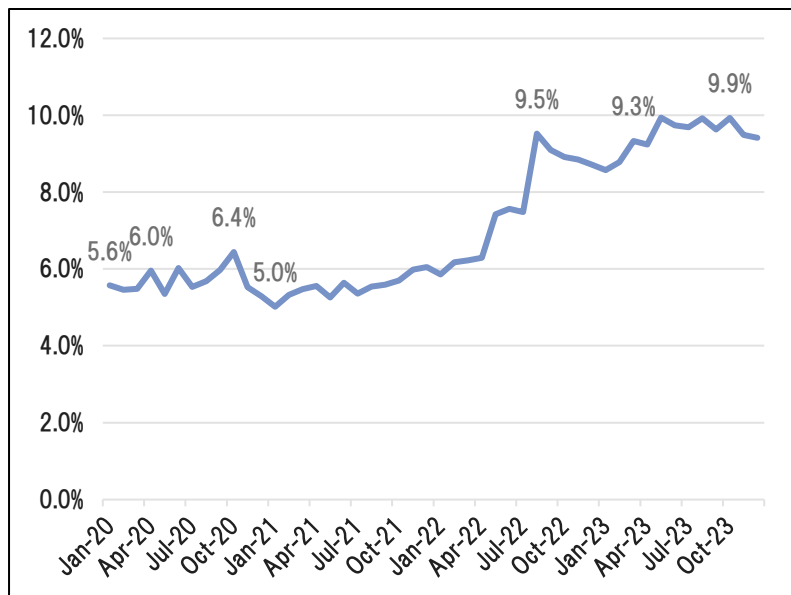
バングラデシュ国内産を輸出する場合、米ドル建てで割安となる。

⇒これらの為替リスクを考慮に入れて、事業計画を立てる必要がある。

# ビジネス環境上の問題点：経済的リスク(インフレリスク)

バングラデシュのインフレ率は2022年から2023年にかけて、10%近くまで上昇している。そのため、バングラデシュ国内での工場建設コスト、製品の原材料調達コストやバングラデシュ人の人件費の上昇リスクがある。さらには、バングラデシュ国民の購買力の減退リスクも考えられる。

2020年から2023年までのインフレ率



## インフレ率上昇の影響

バングラデシュで工場を建設する場合のその建設コストの上昇リスクがある。

製品の原材料をバングラデシュ国内で調達する場合、調達コストが上昇するリスクがある。

バングラデシュ人を雇用する場合、人件費の上昇リスクがある。

バングラデシュ国民の購買力の減退リスクも考えられる。

⇒インフレ率上昇リスクを織り込んで、事業計画を立てる必要がある。



# ビジネス環境上の問題点：社会的リスク

バングラデシュへの工場投資等に関する社会的リスクとしては、以下のものが挙げられる。企業として労働問題や環境問題に対処するための経営コストが増加するリスクがある。

社会的リスク	対応策案
<p><b>労働問題</b> バングラデシュにおける経済発展にともなって、労働者の権利保護や労働組合運動が高まりつつあり、バングラデシュ政府としても、労働問題に対処する動きが取られつつある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長時間労働や低賃金</li> <li>・ 安全衛生対策の不備による労災など</li> </ul> <p><b>環境問題</b> バングラデシュにおける経済発展にともなって、環境問題が大きくなりつつあり、バングラデシュ政府としても、環境問題に対処する動きが取られつつある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水質汚染、土壌汚染、大気汚染</li> </ul> <p><b>社会不安</b> バングラデシュは、近年、貧困や格差の拡大により、社会不安が高まっているのに加え、工場の進出による地元住民との軋轢や、労働問題による社会不安が、投資に悪影響を及ぼす可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ストライキやデモなどの社会不安</li> <li>・ テロや暴力などの犯罪</li> </ul>	<p>社会的リスクに対して以下のような対策が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働基準の遵守             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 労働法令を遵守し、労働者の権利を尊重する。</li> </ul> </li> <li>・ 環境対策の強化             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 工場の排出物や廃棄物による環境汚染を防止するために、環境対策を強化する。</li> </ul> </li> <li>・ 地元住民とのコミュニケーション             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 工場の進出による地元住民への影響を考慮し、コミュニケーションを図る。</li> </ul> </li> </ul>

# ビジネス環境上の問題点：社会インフラ・サプライチェーン関連リスク

バングラデシュへの工場投資等に関する社会インフラ・サプライチェーン関連リスクとしては、以下のものが挙げられる。

社会インフラ・サプライチェーン関連リスク	対応策案
<p><b>社会インフラの未整備</b>                      ダッカ首都圏やチッタゴン港では社会インフラ・サプライチェーンはある程度整備されつつある。一方、それ以外の地域では未整備であることが多く、電力や水道などの不備による工場の操業や原材料・部品の調達に支障をきたす可能性がある。ダッカ首都圏以外の地域は安価な労働力や農産品の生産力はあるというメリットもあり、進出地域をよく吟味する必要がある。</p> <p><b>サプライチェーンの脆弱性</b>                      バングラデシュは、サプライチェーンが脆弱であり、自然災害や大規模デモなどの影響を受けやすいという課題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然災害による工場の被害や、原材料・部品の調達の遅延</li> <li>・ 大規模デモなどによる工場の操業の停止</li> </ul>	<p>社会インフラ・サプライチェーン関連リスクに対して以下のような対策が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会インフラの整備状況を調査する                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 工場建設予定地の社会インフラの整備状況を調査し、必要な対策を検討する必要がある。</li> </ul> </li> <li>・ サプライチェーンの多角化を図る                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 原材料・部品の調達先を多様化することで、サプライチェーンの脆弱性を軽減する必要がある。</li> </ul> </li> </ul>

# ビジネス環境上の問題点：自然災害リスク(特に洪水リスク)

バングラデシュでは、日本と同様、サイクロン(台風)、洪水、地震などの自然災害リスクは多いが、特に洪水に関して記述する。

自然災害リスク	対応策案
<p><b>洪水</b> バングラデシュは、国土の大部分が低地であり、洪水の被害を受けやすい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バングラデシュ北西部と中央部において被害を受けやすい。</li> <li>・モンスーンの時期には、洪水が発生しやすい傾向にある。</li> <li>・1998年の大洪水では3,000万人が避難し、国土の3分の1が水没した。</li> <li>・2022年にも国土の3分の1が水没し、600万人以上が影響を受けた。</li> </ul>	<p>バングラデシュへの工場投資を検討する際には、これらの自然災害リスクを十分に考慮し、対策を講じる必要がある。具体的には、以下の対策が考えられる。</p> <p><b>工場建設地の選定</b> サイクロンや洪水の被害を受けにくい地域を選定する。</p> <p><b>防災対策の強化</b> 工場や設備の耐震化を図ったり、防災設備を導入したりする。バングラデシュは減災対策を積極的に導入している。BSEZで開発されているような堤防や防砂堤は、増水に対する防御の重要な要素である。改善された排水システムと洪水予測技術は、対応策をさらに改良することができる。</p> <p><b>事業継続計画の策定</b> 自然災害が発生した場合に備えて、事業継続計画を策定する。</p> <p>また、バングラデシュの自然災害に関する調査を十分に行い、リスクを把握しておくことも重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の自然災害の発生頻度や被害状況を調査する。</li> <li>・気象庁などの予測情報を参考に、自然災害の発生を予測する。</li> </ul>

## バングラ政府による農業・食品加工業への投資に対する優遇措置等

- バングラ政府による投資優遇策
- ビジネス環境上の問題点
- **「バングラ経済特区(BSEZ)」における、食品加工業を中心とした投資の可能性**

# Bangladesh Economic Special Zone (BSEZ) Overview (1/2)

BSEZ is one of the economic special zones under development in Dhaka, Bangladesh. It is established to support foreign enterprises by providing better infrastructure and administrative rationalization. This is achieved through the collaboration of Sumitomo Corporation, Bangladesh Economic Special Zone Authority (BEZA), and the Japan International Cooperation Agency (JICA).

Bangladesh aims to attract more foreign direct investment (FDI) by targeting 100 economic special zones and 28 high-tech parks.

- BSEZ's main shareholders are Sumitomo Corporation, BEZA, and JICA, established to develop, sell, and operate the area 20km from Dhaka.
- BSEZ was established to overcome insufficient infrastructure (electricity, gas, etc.) and complex administrative procedures in Bangladesh.
- JICA signed an investment agreement with BSEZ in August 2022.

BEZA provides simplified procedures for new investment or expansion, and offers one-stop services (OSS) to reduce the investment permit process from 6 months to 3 months.



# Bangladesh Economic Special Zone (BSEZ) の概要(2/2)

Bangladesh Economic Special Zone (BSEZ) はダッカ東部の Araihasar Narayanganj に設立され、日本企業をはじめとする海外からの投資を集める役割を果たしている。

## Bangladesh Economic Special Zone (BSEZ) - 概要

面積	<ul style="list-style-type: none"><li>1,000エーカー</li></ul>
経済特区内 インフラの特徴	<ul style="list-style-type: none"><li>堤防海拔8m、原地盤から5.5m盛って洪水対策を行っている。</li><li>敷地中央には洪水対策のため運河を通してある。</li><li>団地内には上下水施設を建設中で、Bangladesh国内の工業団地の中でも、国際水準の上下水施設があるのはBSEZが初である。</li><li>敷地内に税関が配置される予定。このことで、製造した製品をBSEZ内で通関し輸出する、あるいは輸入した製品のコンテナを開けずに輸送しBSEZ内で通関する、保税輸送が可能になる。このことで通関に要する時間を大幅に短縮することができる。ちなみに現時点では同国において保税在庫が認められていない。</li><li>汚職撲滅宣言により、クリーンにBangladeshに進出できる環境を整えることも目標にしている。</li></ul>
企業の進出状況	<ul style="list-style-type: none"><li>トルコの家電メーカーArcelik社はSinger Bangladesh社に出資しておりBSEZに工場を建設</li><li>ドイツの繊維科学メーカーRudolfはBSEZに工場を建設予定</li><li>日本のライオンは現地合併会社を介してBSEZでの製造拠点を確保した日本企業第1号</li><li>日本企業30社を含む40社以上がBSEZへの進出を検討している。</li></ul>

出典：[JICA 2022](#), [Sumitomo Corporation n.d](#), [The Business Standard 2022](#), [BSEZ](#), 有識者ヒヤリング



# 日本から Bangladesh への食品加工業を中心とした投資の可能性

日本の食品加工業が「Bangladesh 経済特区(BSEZ)」など Bangladesh に工場進出等の投資する価値は高いと考えられる。

## 「Bangladesh 経済特区(BSEZ)」における食品加工業を中心とした投資メリット

Bangladesh の2022年の労働人口は増加傾向にあり、従業員採用が可能。

・Bangladesh の2022年の労働人口は7,341万人と前回5年前の調査時の6,350万人に比べて約16%増加

(出典: Bangladesh 統計局)

BSEZへの進出外国企業に対する法人税の減免など収益メリットが大きい。

経営管理

人事管理

商品開発

調達

購買物流

製造

出荷物流

販売

Bangladesh 国内に立地することにより、Bangladesh の人々の嗜好に合った食品の開発が容易となる。

Bangladesh 国内やベンガル湾で低コストで豊富に産出される農水産物を原材料として調達が可能

日本での高度な食品生産技術を活用し、低コストでの製造が可能  
・日本より低い Bangladesh の人件費など

3つのパターンのビジネスモデルが考えられる。

- ・人口1億7千万人で、1人当たりのGDPの伸びが期待される Bangladesh 国内への販売
- ・経済発展が著しい中東、南アジア、東南アジアの近隣諸国への輸出。ハラール対応することにより中東諸国への輸出が優位となる。
- ・Bangladesh 産の農産物の一次加工を国内で実施し、日本に低コストの原材料として供給する。



**NTT DATA**  
Trusted Global Innovator